

<事業所編>

問い合わせ内容		支援メニュー	対象者	補助対象	補助率、上限額	担当部署
事業所のエネルギーの現状を把握したい		情報 省エネ最適化診断サービス 省エネに関する相談、計画策定、設備更新、エネルギーの現状把握、運用改善、資金について総合的に支援	事業者	-	-	(一財)省エネルギーセンター
施設	ZEB化した建築物を新築したい	補助 ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業(経済産業省連携事業) 新築建築物のZEB普及促進支援事業	地方公共団体、民間事業者・団体等	新築建築物であり、以下の要件を満たすもの 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。 需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。 新築建築物については再エネ設備を導入すること。 ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること 等	(全て) 『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3  (2,000㎡以上) ZEB Ready 1/4  (10,000㎡以上) ZEB Oriented1/4	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
		補助 LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業(一部国土交通省連携事業) ライフサイクルLCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	地方公共団体、民間事業者、団体等	ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、上記事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3	
	既存建築物をZEB化したい	補助 ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業(経済産業省連携事業) 既存建築物のZEB普及促進支援事業	地方公共団体、民間事業者・団体等	既存建築物であり、以下の要件を満たすもの 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。 ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること 等	(全て) 『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3  (2,000㎡~10,000㎡) ZEB Ready 2/3  (10,000㎡以上) ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3	
集合住宅	省エネ・省CO2・高断熱化した集合住宅を建設したい	補助 集合住宅の省CO2化促進事業(経済産業省連携事業) 集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するための補助	住宅取得者等	①新築低層ZEH-M(3層以下) ②新築中層ZEH-M(4、5層) ③新築高層ZEH-M(6~20層) ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材(CLT(直交集成板))を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助	①40万円/戸 ②補助率1/3以内 ③補助率1/3以内 ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材(CLT(直交集成板))を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助；蓄電システム2万円/kWh(上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台)など	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
	既存集合住宅を省エネ・省CO2・高断熱化した	補助 集合住宅の省CO2化促進事業(経済産業省連携事業) 既存集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するための補助	住宅取得者等	既存住宅の断熱リフォーム	補助率1/3以内 (上限15万円/戸(玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸))	
設備導入	創エネ 太陽光発電設備を導入したい	補助 ストレージバリエーションの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業(経済産業省連携事業) 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進	民間事業者・団体等	業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池(車載型蓄電池を含む)の導入支援を行う。 ※蓄電池(V2H充放電設備含む)導入は必須 ※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る(戸建住宅は除く)	【PPA・リース】 業務用施設・産業用施設・集合住宅：5万円/kW 戸建て住宅7万円/kW 【購入】 業務用施設・産業用施設・集合住宅：4万円/kW	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
		補助 再生可能エネルギー導入促進事業費 県内の事業者が行う一定規模以上の自家消費型太陽光発電設備を設置する費用の一部を補助	県内事業者	太陽光発電設備(20kW以上)	①中小事業者等：出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額(上限額50,000千円) ②中小事業者等以外：出力に1kW当たり3万円を乗じて得た額(上限額30,000千円)	
省エネ	LED照明に交換したい	補助 事業者向け省エネルギー対策推進事業 既存の設備を高効率な照明機器へ更新する費用の一部を補助	県内に拠点を有する中小事業者等(以下のいずれか) ①中小企業者(中小企業基本法で規定される事業者) ②年間のエネルギー使用量が、原油換算値で1,500kl未満の未達の工場または事業所等の所有者若しくは管理者中小企業者以外(医療法人、社会福祉法人、大企業などであっても、②に該当すれば対象)	LED	上限額 20~50万円	環境生活部 環境生活企画室
		補助 事業者向け省エネルギー対策推進事業 既存の設備を高効率な空調機器、照明機器(再エネ一体型屋外照明)、給湯機器及び換気設備へ更新する費用の一部を補助		高効率機器	上限額 20~50万円	

設備導入	省エネ	省エネ設備に交換したい	補助 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（国土交通省連携事業） ①様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進 ②クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上	地方公共団体、民間事業者・団体等	①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 1. 既存建築物への高効率空調等の導入支援 2. 高効率機器への更新による既存民間建築物の省CO2化支援 3. オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援 4. 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入支援 ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業 クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援	① 1. 上限：1千万円 2. 上限：5千万円 3. 上限：4千万円 4. 上限：なし ◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等。 ②補助率：1/2 ※コンテナハウス本体は補助対象外。	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
		補助 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援	民間事業者・団体、地方公共団体等	①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修・最新型の高効率機器（高効率プロワ等）への改修とともにプロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件 ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む） ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換 ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件 ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む） ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入 ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入	補助率：1/2	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	
自動車	EV等に乗りたい	補助 事業者向けEV等導入事業費補助金 中小事業者等が再生可能エネルギー導入及びEV等の導入に要する経費の一部を補助	県内に拠点を有する中小事業者等（以下のいずれか） ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者 ②年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業所等を所有者	ア 太陽光発電設備（自家消費型に限る。） イ 蓄電池 ウ EV、PHV エ 充放電設備	ア 太陽光発電設備 50千円/kW イ 蓄電池 最大63千円/kWh ウ EV・PHV 20千円/kWh エ 充放電設備 1/2	環境生活部 環境生活企画室	
		補助 EV等普及促進事業費 運輸部門の取組を促進するため、タクシー・バス等のEV、PHVの導入及び充電設備導入に対して支援	タクシー・バス事業者	①EV ②バス ③充電設備	①1/4（上限 60万円） ②1/3（上限2,000万円） ③95万円		
		補助 商用車の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）（令和5年度補正予算） 商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等）のための車両及び充電設備の導入に対する補助	地方公共団体、民間事業者・団体等	商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等） 充電設備	補助率1/2、1/4等	環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	
		補助 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業） ①現状で高コストのHVトラック・バスへ補助を行い、普及初期の導入加速を支援 ②将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への導入支援を実施し、トラック・バスの省CO2化を支援	地方公共団体、民間事業者等（所有事業者に限る）	①HVトラック・バス導入支援事業 一定の燃費性能を満たすHV（ハイブリッド自動車）トラック・バス等の購入 ②天然ガストラック・バス導入支援事業 将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待されるNGV（天然ガス自動車）トラック・バスの購入	補助率1/2		
設備導入	自動車	EV等に乗りたい	補助 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金 電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入	民間企業等	（1）充電インフラ整備事業等 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。 （2）水素充電インフラ整備事業 燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助。	（1）定額、1/2等 （2）定額2/3等	（1）経済産業省製造産業局自動車課 （2）資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 （一般社団法人次世代自動車振興センター）
		補助 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助	①地方公共団体 ②その他の法人（独立行政法人を除く） ③個人	ア 電気自動車 イ プラグインハイブリッド自動車 ウ クリーンディーゼル自動車	上限額 EV：85万円 軽EV：55万円 PHEV：55万円 FCV：255万円	経済産業省製造産業局自動車課 （一般社団法人次世代自動車振興センター）	
		補助 低炭素型ディーゼルトラック普及加速事業（国土交通省連携事業） 一定の燃費性能を満たすディーゼルトラックの導入を補助	民間事業者（中小トラック運送業者に限る）	小型・中型のディーゼル：燃費基準+10%以上 大型のディーゼル：燃費基準+5%以上	標準的燃費水準車両との差額の1/2（買い替え <sup>※</sup> ）又は1/3（新規購入 <sup>※</sup> ） ※大型トラックの5%燃費改善にあっては、買い替えを1/3、新規購入を1/4とする。 ※2025年燃費基準達成車に+5万円	環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	

サプライチェーン排出量を削減したい	補助	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業) 工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進するための補助	民間事業者・団体	①CO2削減計画策定支援 ②省CO2型設備更新支援 A. 標準事業 工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム単位で30%以上削減するCO2削減計画に基づく設備更新を補助 B. 大規模電化・燃料転換事業 主要なシステム単位で i) ii) iii) の全てを満たすCO2削減計画に基づく設備更新を補助 i) 電化・燃料転換 ii) CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減 iii) CO2排出量を30%以上削減 C. 中小企業事業 中小企業等によるCO2削減計画に基づく設備更新に対し、以下の i) ii) のうちいずれか低い額を補助 i) 年間CO2削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO2 (円) ii) 補助対象経費の1/2 (円) ③企業間連携先進モデル支援 Scope3削減目標を有する企業が主導し、複数サプライヤーの工場・事業場を対象とした計画策定・設備更新・実績評価を2力年以内で行う取組を支援 (金融機関も参画の場合は重点支援) ④補助事業の運営支援 (委託) CO2排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。	①補助率: 3/4、補助上限: 100万円 ※CO2排出量をクラウド上でリアルタイムで見える化し運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円 ②A. 補助率: 1/3、補助上限: 1億円 B. 補助率: 1/3、補助上限: 5億円 C. 補助上限: 0.5億円 i) 年間CO2削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO2 (円) ii) 補助対象経費の1/2 (円) ③補助率: 1/3、1/2、補助上限 5億円	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
	補助	サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業) ①省CO2化・省人化機器等の導入によるエネルギー消費削減、②保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、③再エネ設備の導入によるエネルギー供給を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助	地方公共団体、民間事業者・団体等	物流施設における省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業	補助率: 1/2 (上限 1億円)	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
	補助	建設機械の電動化促進事業 (経済産業省、国土交通省連携事業) GX建機を導入する事業者に対し、建設機械や充電設備の購入に係る経費の一部を補助	民間事業者・団体等	GX建機※ ※GX建機: 国土交通省の認定を受けた電動建機。建設施工現場における電動建機の普及を促進し、脱炭素化を図るため、電動油圧ショベル及び電動油圧ホイールローダの2種類の電動建機に対して、GX建設機械認定制度を創設。	補助率: 2/3等	環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室
	補助	フォークリフトの燃料電池化促進事業 フォークリフトの脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、燃料電池フォークリフトの導入を支援	地方公共団体、民間事業者・団体等	燃料電池フォークリフト	補助率: 1/2等	環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室
	補助	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業 中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の一定割合を補助	民間事業者・団体	(1) リース会社がESGを考慮した取組を実施している場合 ①ESG関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等 ②ESGについて、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等 (2) バリューチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合 ①トヨタ等からの要請、支援を受け、バリューチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等 ②バリューチェーン全体として、バリエーションの達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりバリューチェーン内の中小企業等がその達成に向けて取り組んでいる。等	(1) 及び (2) ①総リース料の1~4% ②①の率に対して+1% ※(1)と(2)の両方が「◎」に該当する場合、極めて先進的な取組として、「○」の補助率に2%を上乗せする。	環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課環境金融推進室

支援 情報	脱炭素化を応援します	情報	省エネお助け隊 事業所のエネルギー使用状況を把握し、省エネできる項目の洗い出し、改善項目について提案（自己負担1割）	・中小企業基本法に定める中小事業者 ・会社法上の会社に該当しないもの（100k l未満の小規模事業者を含む）で、年間エネルギー使用量1,500k l未満の事業所	-	-	(一社)環境共創イニシアチブ (本県では、特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて、株式会社邑計画事務所)
		認証	いわて脱炭素化経営企業等認定制度（いわて地球環境にやさしい事業所認定制度） 地球温暖化を防止するため、二酸化炭素の排出抑制のための措置を積極的に講じている事業所を認定（各種優遇措置あり）	岩手県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者	-	-	環境生活部 環境生活企画室
		相談	いわて脱炭素化経営カルテ（地球温暖化対策計画等） 二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者から、地球温暖化対策の計画の策定、実施状況の報告いただき、その内容を公表することで、取組を共有	県内に設置しているすべての工場又は事業場におけるエネルギー使用量（原油換算）の合計が1,500 k l/年以上となる事業者 40台以上の自動車を使用している事業者	-	-	環境生活部 環境生活企画室
		情報	セルフ診断ツール 自設備の情報を入力することで、同種用途のビルや工場に対するエネルギー原単位や主な省エネ対策を把握できる。	国民	-	-	(一財)省エネルギーセンター
		認証	脱炭素アドバイザー資格の認定制度 日本全体の脱炭素化推進に向けて、適切な知識を備えた人材が企業内外で「脱炭素アドバイザー」として機能を発揮するための制度	国民	-	-	・一般社団法人金融財政事情研究会 ・株式会社経済法令研究会（銀行業務検定協会） ・一般社団法人金融検
		貸付	再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金 ①再生可能エネルギー設備導入事業資金 県内に事業所を有する中小企業者で、県内に再生可能エネルギー設備を導入する事業者 ②省エネルギー設備導入事業資金 「いわて地球環境にやさしい事業所」として、岩手県から認定を受けている事業者で、県内に省エネルギー設備（中小企業信用保険法施行規則（昭和37年3月27日通商産業省令第14号）別表第二の一に掲げる施設）を導入する事業者	①県内に事業所を有する中小企業者 ②いわて脱炭素化経営企業等認定を受けている事業者	①再生可能エネルギー設備は、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマス等の発電設備のほか、太陽熱、地中熱、チップボイラー等の熱利用設備 ②省エネルギー設備（中小企業信用保険法施行規則（昭和37年3月27日通商産業省令第14号）別表第二の一に掲げる施設）	①貸付限度額 4億8,000万円以内 ②貸付限度額 5,000万円以内	県内の普通銀行、信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫（環境生活部 環境生活企画室）
	補助	中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助 適切かつ円滑な価格転嫁を実現するための「パートナーシップ構築宣言」を行い、経営革新計画に基づき、生産性の向上を図り、賃上げに取り組む中小企業者又は小規模事業者の新たな設備投資や人材育成等に要する経費を補助（いわて脱炭素化経営企業等認定を受けていると優遇あり）	岩手県内に主たる事業所又は工場を有する中小企業者又は小規模事業者	経営革新計画又は法第15条第1項の規定により変更の承認を受けた経営革新計画に記載している「新事業活動」に該当する事業	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費	商工労働観光部 経営支援課	
	グリーン人材の育成を応援します	相談	地球温暖化防止活動推進員の派遣等 脱炭素経営等地球温暖化対策を進めるに当たっての知識の習得に資する講師等を派遣	岩手県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者	-	-	岩手県地球温暖化防止活動推進センター
		相談	脱炭素推進員（エコスタッフ）の育成 事業所で省エネルギーなど、脱炭素に向けた取組の中心となる人材を育成するため、脱炭素推進員（エコスタッフ）養成セミナーを開催	岩手県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者	-	-	環境生活部 環境生活企画室
		相談	「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業 「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進、ナッジ×デジタルによるライフスタイル転換促進の実証等を実施	国民	-	-	環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室（デコ活応援隊）